

第449回 石川地方最低賃金審議会 議事録

| | | | | | | |
|---------|---|--|-------|-------|-------|-------|
| 開 催 日 時 | 令和5年7月31日 月曜日 9時30分～10時45分 | | | | | |
| 開 催 場 所 | 金沢駅西合同庁舎 2階 共用第2会議室 | | | | | |
| 出席委員 | 公益代表委員 | 粟田 真人 | 木村 弘 | 高見 俊也 | 長澤 裕子 | 本間 学 |
| | 労働者代表委員 | 徳本 喜彰 | 増田 明朗 | 南 芳雄 | 山田とき美 | |
| | 使用者代表委員 | 尾崎 良一 | 眞田 昌則 | 敷波 利子 | 橋本 政人 | 深見 正裕 |
| | 欠 席 委 員 | 労働者代表委員 村上 和幸 | | | | |
| | 事 務 局 | 長嶋労働局長 岡村労働基準部長 南出賃金室長 石間賃金指導官 春名賃金調査員 西宮労災・労働保険調査員 | | | | |
| 議 題 | 1.開会 2.議題 (1) 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について (2) 最低賃金に関する実態調査結果について ①賃金改定状況調査結果 ②最低賃金に関する基礎調査結果 (3) その他 ①資料説明 ②特定（産業別）最低賃金の改正申出について ③その他 3.閉会 | | | | | |
| 議 事 内 容 | • 別紙のとおり | | | | | |

令和5年度 第449回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和5年7月31日（月）

9時30分～10時45分

金沢駅西合同庁舎 2階共用第2会議室

- 【高見会長】 おはようございます。
定刻となりましたので、第449回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。
まず、審議会の成立状況についてご報告をお願いいたします。
- 【事務局】 指導官 本日は、労働者代表の村上委員から欠席の御連絡をいただいております。現在、15名中14名の御出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数委員の3分の2以上または公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。また、本日の審議会は公開となっており、傍聴者は5名おります。
- 【高見会長】 それでは、議事に入ります前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益委員側は私、高見が行います。労働者側は南委員、使用者側は橋本委員、お願いいたします。
それでは、議事に入ります。
議題（1）の令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、事務局から説明をお願いいたします。
- 【事務局】 室長 おはようございます。私からこの後、目安について御説明させていただきます。
7月28日金曜日に令和5年度地域別最低賃金改定の目安について答申がありましたので、本日の資料としてお配りしております。
また、中央最低賃金審議会会長から地方委員宛てのメッセージ動画についても、本来、本日御視聴いただく予定でしたが、28日夕刻遅くに答申がなされた関係で、まだ本省では動画を準備できていないということでしたので、また後日皆様に御視聴いただくこととさせていただきたいと思っております。

それでは、目安について御説明いたします。

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安についての説明資料、お手元にお配りしたものを御覧ください。

去る6月30日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し諮問しました令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、7月28日付で同審議会から答申がなされております。その答申内容につきまして説明させていただきます。

答申の内容でございますが、7項目の内容となっております。

まず第1項目めには、令和5年度地域別最低賃金改定額目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2項目めには、意見の一致をみるに至らなかったことから、目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するとされております。別紙1には公益委員見解が、別紙2には労働者側委員見解と使用者側委員見解が記載されておりますが、この別紙1、別紙2につきましては後ほど説明させていただきます。

次に、3項目めには、地方最低賃金審議会の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において公益委員の意見を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するとされております。

次に、4項目、5項目、6項目、7項目めは政府と行政機関への要望となっております。

まず4項目めには、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる成長と分配の好循環と賃金と物価の好循環を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望するとし、5項目めには、生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進する

ための周知等の徹底を要望するとなっております。

6項目めには、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望するとされております。

最後に7項目め、価格転換対策については、中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であるという考え方を社会全体で共有し、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月）・改正振興基準（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮をお願いするとなっております。

別紙2には労働者側の見解、及び使用者側の見解それぞれの御主張が載っております。

続きまして、別紙1の公益委員見解について御説明させていただきます。公益委員見解での数字等につきましては、別紙1の7ページからのものとなっております。それでは別紙1を御覧ください。公益委員としては、本年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1（2）で最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであると合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2023に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきたとなっております。

ア、賃金。まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回最終集計結果で、全体で3.58%、中小でも3.23%となっており、30年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は5.01%とな

っている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で3.91%、中小企業では2.94%となっている。賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率ランク計は2.1%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果1.5%を上回っている。また、平成14年以降、第4表①②における賃金上昇率男女計及び一般・パート計は、今年度初めて全てのランクで2%以上の結果であった。さらに、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率ランク計は2.5%となっており、これも昨年の結果を上回った。この第4表は目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要があるとなっております。

2番目、イ、通常の事業の賃金支払能力についてでございます。通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益については、令和3年は6.3%であるところ、令和4年は6.6%と安定している。また、業況判断DIを見ても、日銀短観では令和4年6月はプラス2であったものの、令和5年6月はプラス8と上昇し、また、中小企業景況調査では、令和4年4月から6月のマイナス19.4から今年4月から6月にはマイナス10.5となっているように、昨年からさらに改善が見られる。

なお、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた宿泊業、飲食サービス業においても、令和4年の売上高経常利益率は0.0%と3年ぶりにマイナスから脱し、今年1月から3月期はプラス1.1%と改善しており、加えて日銀短観による業況判断DIは、令和元年9月から令和4年9月までマイナスだったものの、令和5年6月にはプラス25と大幅に改善している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にある。価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和5年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合を価格転嫁できたとする企業の割合が増加し、転嫁状況は一部では好転する一方、全く転嫁できないまたは減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行している。また、コスト要素別に見ると、原材料費は転嫁率が約48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約11から13%ポイント低い水準であること

を踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。さらに、国内企業物価指数は、今年6月速報値は対前年同月比4.1%と昨年より低下しているが、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員1人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要があるとなっております。

ウとして、労働者の生計費。労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの持家の帰属家賃を除く総合の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準となった。直近の月次を見ると、対前年同月比で今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっており、昨年10月から今年1月にかけて持家の帰属家賃を除く総合が4%を超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準である。また、消費者物価指数の総合、とりわけ基礎的支出項目といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である電気・ガス価格激変緩和対策事業の影響で一定程度押し下げられている、総合では、6月は1%ポイント押し下げられていると試算されている。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられるとなっております。

エ、各ランクの引上げ額の目安についてです。最低賃金について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版等において、今年是全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっきりと議論を行うこととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏

まえて議論を行った。

この結果、先ほどのア～ウで触れたように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上となった。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において昨年からの改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない、減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定しており、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては、4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行

計画 2023 改訂版等において、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を 4 つから 3 つに見直したところであり、今後とも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要がある。

その上で、賃金改定状況調査結果第 4 表の①②における賃金上昇率は A ランクが、第 4 表③における賃金上昇率は C ランクが最も高くなっている。一方、今年 1 月から 6 月の消費者物価の上昇率は、A ランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・C ランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、A ランク、B ランク、C ランクの目安額の差は 1 円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 79.6% から 80.1% となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなるとなっております。

あと、項目オには政府に対する要望が、項目カには地方最低賃金審議会への期待等の要望が述べられており、これらの見解を要約したものが最初に説明をさせていただいた内容となります。

【高見会長】 ただいまの事務局の説明につきまして、御質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

労働者側の皆さん、いかがですか。御質問はよろしいですか。

使用者側の皆さん、いかがですか。よろしいですか。

公益委員の皆さん、よろしいですか。

先ほどのメッセージというのは、後日また案内があるのでしょうか。

【事務局】 室長 まず、8 月 2 日に専門部会の第 1 回目を予定させていただいておりますが、その日と、今日御出席されている本審議委員の皆様が、今度、異議があれば異議審となりますけど、29 日の本審の時に調整して御視聴いただこうかなと考えております。

【高見会長】 そういうことですけど、それでよろしいですか。

【徳本委員】 29日に見て意味があるものなのでしょうか。

【高見会長】 そこですよ。

【徳本委員】 全て終わっている時にメッセージを見ても、意味が。

【事務局】指導官 すみません。今、29日というお話がございましたけれども、委員限りの資料を本日お配りしていますので、そちらに今後の日程がついておりますので御覧いただきたいと思います。

【事務局】部長 すみません。先ほどの室長の説明にちょっと補足させていただきますけれども、中賃の会長の動画というのは、納得性を持って皆さんに審議をしていただくために、自分の言葉で今回の経緯をお話しさせていただきたいということでございますので、当然、具体的な金額審議を行う前に見ていただきたいと考えています。

ただ、本当はこの場で見ていただくと思っていたんですけれども、この場というのはちょっと機械の関係で難しくて、終わった後、5階の会議室を用意していたんですけれども、ちょっとまだ本省が金曜日の夜遅くなったということで間に合っておりませんでしたので、今日は厳しいと。ただ具体的な審議の前に当然見ていただかないと意味がありませんので、第1回目の専門部会の審議、この日に専門部会の委員の方にはまず先に見ていただくということを考えています。

その上で、やはり委員の皆さん全員にも見ていただく必要があるものですから。ただ、なかなかそのタイミングがないものですから、次に全員がお集まりいただく本審で再度、皆さんがいる場でもう一度見ていただくと考えているところです。

【高見会長】 今おっしゃられたように、今回、恐らくこの前、中賃の会長が来られた時も根拠について説明したいとおっしゃっていたので、皆さん納得した形で地方の審議を進めてもらいたいという意図だと思うんですけど、専門部会の皆さんに対しては審議前に見ていただくということですが、本審の委員の方にも見てもらえれば本当はいいわけなんですよ。

ただ、その本審の日程が、次、全会一致でない場合に8月8日ですか。これになりますよね。

【事務局】部長 はい。ですから、次、異議審ということをお願いしたんですけれども、もし万が一、全会一致でない場合には、8月4日、第4回目の専門部会の後、本審をするということになりますので、その際には当然、中賃会長の説明を聞いた上で採決をする必要がありますので、その際には当然8月8日、万が一行うようになった本審の冒頭で見ていただきたいと思いますと考えています。

【高見会長】 今現段階では届いていないわけですね。

【事務局】部長 はい。

【高見会長】 これが終わった時間帯に届くとか、そんなことはない？

【事務局】部長 そうですね。でも、間に合えば何とか御視聴の段取りはつけたいと思っています。ちょっとそこは終わるまでに再度確認をさせていただきます。

【高見会長】 そしたら、今度近いのは2日ですから、専門部会の前に見られるということであれば、もし御希望の本審の委員がおられれば、そこで見てもらうということもできますよね。

【事務局】部長 はい。来ていただければ、当然御視聴いただきたいと思いますと考えております。

【高見会長】 そしたら、そういうことでよろしいでしょうか。では、そうしたいと思いません。

その他、御意見、御質問はいかがでしょうか。御質問等がないようでしたら、今年度の改正金額につきましては、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の内容を参考にいたしまして、専門部会で審議していくことといたします。

次に、議題（2）の①賃金改定状況調査結果及び②最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】指導官 それでは、まず賃金改定状況調査の結果について御説明いたします。資料の別冊1を御覧ください。別冊の資料を1枚めくっていただきますと、資料ナンバーを入れたページ数を振ったものを書いてあるかと思えます。そして、別冊2で目安に関する小委員会ということで、やはり資料ナンバー1から番号を振った

ものがついているかと思います。

まずは賃金改定状況調査の説明ですので、順序が逆転しますが、別冊2の資料のナンバー1、令和5年賃金改定状況調査結果と書いてあるページを見ながらお話をしていきます。当該調査は、今年度の中央最低賃金審議会の審議に資するため、厚生労働省が本年5月から6月にかけて実施したもので、対象は本年6月の賃金となっております。賃金対象事業所、調査事項等につきましては、資料の1ページ目、調査の概要を書いておりますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

令和5年度における賃金の引上げ状況につきましては、この資料の8ページ、下の方真ん中にページが入っておりますが、順番にめくっていくと右側に数字が並んでおりますけれども、8ページを御覧ください。第4表の③というのがついております。この第4表③一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率を御覧くださいということですが、御存じのとおり、石川県の目安額は今年度からBランクになりました。表の左上にございますとおり、Bランクの賃金上昇率は、昨年度2.0%に対しまして令和5年度では2.4%となっております。その2つ下の合計欄2.5%はさっき公益見解でも御説明させていただいた数字になります。この第4表を参考にしてくださいという御説明を先ほどさせていただいております。

次に、資料の別冊1、ごめんなさい、戻りますね。最低賃金に関する基礎調査報告書について御説明をいたします。本調査は、石川地方の最低賃金審議会、先ほどの改定状況は目安のため全国規模ですが、今回は石川県に絞っています。石川地方最低賃金審議会の審議に資するため、石川県内にある地域別最低賃金適用産業のうち、製造業は100人未満、その他の産業は30人未満の事業所及び特定最低賃金の適用産業の事業所から1,965件をランダムに抽出いたしまして、本年5月中旬から7月上旬にかけて調査を実施いたしました。

この調査結果のうち地域別最低賃金に関するものをまとめたのが、次ページ以降の総括表というものになります。A3のもので折り曲げておつけしておりますけれども、この資料3枚で1組となっております。

最初の1組目は、地方最低賃金の適用産業の合計表、ナンバー2からナンバー6につきましてはそれぞれの産業別の内訳となっております。

資料の総括表の左側には、時間当たり所定内賃金額（3手当を除く）とございますが、これは実際に支払われた賃金ではなく、欠勤、早退などをすることなく働いた場合に支払われる予定の基本給1時間当たりの金額であります。調査時期が予定を調べる調査になっておりますので、予定です。同金額以下の労

働者数と構成比が右側の欄に記されています。

この総括表を基に、資料ナンバー7、A3のものをずっとめくっていただきますとついておりますけれども、A3が終わりますとついております。最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表を作成しております。最低賃金の改正に際しまして、改正後の最低賃金を下回る労働者、つまり最低賃金の改定により影響を受ける労働者の全体に占める割合を示すものが、当該資料の7の関係表に記載されている影響率となります。

1枚めくっていただきまして、その後についております資料ナンバー8、ナンバー9、21ページ、22ページになりますけれども、こちらは改正金額該当労働者の分布のグラフになりますので、こちらの関係表と分布表等の調査結果につきましては、今後の審議で御参考いただければ幸甚でございます。

【高見会長】 ただいまの賃金改定状況調査結果、それから最低賃金に関する基礎調査結果の説明につきまして、御質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。
どうぞ。

【南委員】 資料の賃金引上げ額・率の影響率の関係表で、20ページなんですけれども、一応49円まで載っていますけど、もう少し多めの資料として、いつもお願いしていると思いますけれども、出してほしいのでお願いします。

【事務局】指導官 こちらは厚生労働本省から提供されておりますプログラムで作成しておりますので、できるかどうかこの後検討させていただき、できるのであればまた御提供させていただきたいと考えます。今日はちょっと御準備できておりませんので、申し訳ございませんでした。

【高見会長】 じゃ、そのようにしてください。
労働者側の皆さん、その他よろしいでしょうか。
では、使用者側の皆さん、いかがでしょうか。
橋本委員、よろしいですか。

【橋本委員】 よろしいですよ。

【高見会長】 その他の皆さん、よろしいですか。
公益の皆さん、いかがですか。いいですか。

それでは、御質問がないようですので、次に、議題（３）その他の資料説明につきまして、事務局、お願いいたします。

【事務局】 室長 配付させていただいております資料は、次第と一緒におつけした資料ナンバー 1 からナンバー 5 までの番号を振りました資料と、別冊 1 と別冊 2、別冊 3 となっております。

資料ナンバー 1 は 1 ページから 10 ページまでとなっております、内閣府が 7 月 26 日付で発表した月例経済報告となっております。この資料の 1 ページの真ん中辺りには、景気は緩やかに回復していると記載がされております。

資料ナンバー 2 は 11 ページから 16 ページまでとなっております、日本銀行金沢支店が 7 月 3 日付で発表した石川金融経済クォーターリー 2023 年夏となっております。11 ページの概況には、石川県の景気は持ち直していると記載されております。

資料ナンバー 3 は 17 ページから 20 ページまでとなっております、ハローワーク金沢が令和 5 年 7 月に発表しました令和 5 年 5 月内容の雇用賃金情報となっております。この資料の対象地域は、羽咋、金沢、白山、小松の各ハローワーク管内となっております、フルタイムとパートタイムに分けて求人募集賃金額と求職者希望賃金額が業種ごとに確認できる資料となっております。

資料ナンバー 4 は 21 ページから 22 ページまでとなっております、後日開催されます石川県最低賃金専門部会委員の皆様と事務局職員の名簿となっております。

資料ナンバー 5 は 23 ページから 28 ページまでとなっております、7 月 27 日までに申出がありました特定産業別最低賃金の改正決定を求める申出書の写しとなっております。

次に、別冊 1 は、先ほど事務局から説明させていただきました最低賃金に関する基礎調査の集計結果となります。

別冊 2 は、第 2 回、3 回、4 回の目安に関する小委員会で配付された資料となります。

まず、資料ナンバー 1 は 1 ページから 11 ページまでとなっております、これについても先ほど事務局より説明をさせていただきました令和 5 年賃金改定状況調査結果となっております。

資料ナンバー 2 は 1 ページから 3 ページまでとなっております、生活保護と最低賃金を確認できる資料となっております。

次に、資料ナンバー 3 はその次のページから 3 ページまでとなっております

す。

最初のページは地域別最低賃金のランクごとの未満率と影響率を平成 25 年度から年度ごとに記載された資料となっております。石川県は C ランクになりますので、C ランクの平成 25 年度以降の推移を御覧ください。下段の影響率から平成 25 年度から 29 年度までは 5 % 台から 9 % 台、平成 30 年は 12.7%、令和元年度では 13.9%、令和 2 年度は 4.5%、令和 3 年度は 15.4%、昨年の令和 4 年度は 17.1% となっております、上段からは未満率が確認いただけるかと思えます。なお、御参考までに、このページの下付近に（注）として、未満率、影響率について説明がされております。

次に、資料ナンバー 4 は 1 ページから 39 ページまでとなっております、賃金分布に関する資料となっております。各都道府県別のランクごとにまとめられた労働者の賃金額の分布の状況をグラフで示したものとなっております、昨年の 9 月に調査いたしました賃金構造基本統計調査のデータに基づき作成したものととなります。昨年の最低賃金改正前の 861 円を基準として、その分布状況を示すものとなっております、861 円のところには約 3,300 人が分布していることが確認できるかと思えます。

資料ナンバー 5 は、令和 5 年 6 月に内閣府から発表された月例経済報告主要経済指標となっております。

7 月 11 日の当審議会でお示した別冊 2 の 2 の第 1 回に関する小委員会資料のうち、足元の経済状況等に関する補足資料と主要統計資料について、一部データが更新されている部分をおつけしております。

あと、参考資料として、委員から追加要望資料と表記されている資料となります。

最後に、別冊 3 を御覧ください。こちらは、先日、日本労働組合総連合石川県連合会さんから当石川労働局長宛てに提出された要請書となっております。要請書の内容に最低賃金に関する事項がありましたので、今回資料としておつけさせていただきました。また、要請書につきましては、後日、本省の労働局長宛てに御報告させていただきます。

【高見会長】

ただいまの資料の説明につきまして、御質問等はいかがでしょうか。

御質問はないですかね。よろしいですか。

そうしましたら、別冊 3 の日本労働組合総連合会石川県連合会から提出されました要請書につきまして、労働者側の皆さんから補足説明等がございましたらお願いいたします。

【南委員】 こちらの要請書を出させていただきました。基本的に補足することは、書いてあるとおりで、賃金に対する議論についてはしっかりと取り組んでいただきたいということが趣旨の要請となります。

【高見会長】 その他労働者側の皆さん、よろしいですか。
 使用者側の皆さん、よろしいですか。御意見等もよろしいでしょうか。
 尾崎さん、よろしいですか。

【尾崎委員】 はい。

【高見会長】 公益の皆さんもよろしいですか。
 それでは、今、労働者側の皆さんから要請書という形で出ていましたけど、使用者側の皆さんは特にこういう要請とかそういうのはないですね。
 尾崎委員もよろしいですか。

【尾崎委員】 今から審議の部分で。

【高見会長】 そうですか。分かりました。それでは、また今後の審議で伺っていきたいと思います。
 それでは、御質問等もないようですので、議題3②に移りたいと思います。
 議題3（2）の②特定最低賃金の改正申出について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】指導官 特定最低賃金の改正申出の締切りは7月末日、つまり本日までとなっております。お手元の資料ナンバー5のとおり、現在、一般機械、自動車、電気機械、百貨店、紡績の5件の特定最低賃金につきまして、改正決定の申出書の提出を受けております。

 今後これらの申出を審査しまして申出要件を満たしているかなどを確認し、その結果につきましては、後日開催予定の審議会本審で御報告することとしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

【高見会長】 ただいまの説明でよろしいでしょうか。
 それでは、議題（3）の③その他に入りたいと思います。事務局からお願い

いたします。

【事務局】指導官 特にございません。

【高見会長】 特にないということですので、本日予定しておりました議題の審議は終わりました。

終わりに当たりまして、ほかに何か御意見等はよろしいでしょうか。

【事務局】指導官 御連絡申し上げます。

石川県最低賃金専門部会の委員につきましては、公益委員については石川労働局長が任命を行い、労働者代表委員、使用者代表委員については関係労働組合及び関係使用者団体からの推薦をいただいている候補者から局長が任命を行ったところ です。各委員につきましては、資料ナンバー 4 に専門部会委員名簿をつけておりますので、そのとおりとなっておりますので御報告をいたします。

それと、次回の審議会本審でございますけれども、委員限りの資料を見て御説明いたします。

令和 5 年度石川地方最低賃金審議会開催日程変更案というものがついております。こちらで 8 月 8 日の第 4 回専門部会（答申）と書いてある青い字のところですが、これが全会一致であれば 8 月 8 日の赤い字で書いてあります第 450 回本審（答申）というものは開催いたしませんので、29 日の第 450 回本審ということになりますので、表のとおり御説明をさせていただきたいと思 います。

8 月 8 日の第 450 回本審（答申）ですけれども、これが行われる、行われな いにつきましては、専門部会の全会一致、全会一致でないの結果によりますので、もし開催するということが決まりましたら、メールや電話等を使いまして御出席いただきたい本審の委員の皆様、メンバーに御連絡をさせていただきたいと思 いますので、御準備をお願いしたいと思います。

【事務局】部長 すみません、1 つ。先ほど、中賃の会長の動画の件で、この審議の間にもし本省から送られてくれば準備をとということを申し上げたんですけれども、どうも本審議の前に確認をしましたところ、本日の定時、17 時 15 分が定時になっているんですけれども、定時中に送信するのは難しいと本省から回答を得てい

たということで、先ほど申し上げましたとおり、8月2日の専門部会の冒頭でまずは御視聴をいただこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【高見会長】 そのメッセージの趣旨からいうと、ちょっと残念な展開でありますけれども。

【事務局】 部長 金曜日のマスコミに流れたのが、目安に関する小委員会が終わった後、恐らくネットニュースとかで流れたんだと思うんですけども、その後、答申を中賃が開きまして、それが終わったのがかなり遅い時間でございましたので、恐らく今日あたり収録しているのかなという感じもしますけれども、そここのころはできる限り、データを頂きましたら早急に準備をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【高見会長】 もし来年もメッセージとかがあるようでしたら、ちょっと改善をまた中央にお願いしていただきたいなと思います。

もし本審の委員の方で御希望の方がいらっしゃいましたら、明日の専門部会冒頭で御覧いただくということでよろしいですね。

【南委員】 それはまた出欠連絡をいただけるということでもいいんですかね。

【高見会長】 出欠の。

来ますか、来ませんかみたいな。

そうですね。事務局から皆さんに御案内してもらえますか。来たという。

【事務局】 部長 分かりました。

【高見会長】 じゃ、そのようにさせていただきます。

その他。どうぞ。

【橋本委員】 ビデオというのは書面のメッセージ。

【事務局】 指導官 私からお話しします。テスト動画みたいのが先に来ているんですけども、それを見ますと、厚生労働省の中のシステムの中でのネットワークに動画ファ

イルをアップしまして、私どもはシステムでそれをダウンロードしながら見るんですけれども、中身を見ますと、ちょっとこちらに持ってくるのはなかなか困難そうな感じのネットワークになっていまして、今日予定していましたが、そのネットワークをつないだお部屋が5階にありましたので、そちらに移動して見ていただくということを考えていたんですけれども、残念ながらテスト動画は来ましたが、本当のメッセージ動画はまだ届いていないという状況が今朝判明したということでございます。

【高見会長】 要するに中央審議会の会長が、今回こういう答申を出しましたということについての理由というか根拠を自ら説明するという事なんですね。

【事務局】 部長 はい、そうです。

【橋本委員】 それを動画で見る。

【高見会長】 動画で。皆さんからも目安の根拠を分かりやすく示せという御意見があったかと思うんですけど、恐らく中央でそれに応えるために動画で流すという趣旨ですよ。

【事務局】 部長 はい。自分の口で行政のフィルターをかけずに直接お話をしたいということでしたので、その趣旨でございます。

【橋本委員】 趣旨は先ほど説明したこれじゃないのか。

【尾崎委員】 自分の声でも何の声でもいいんですけれども、今から審議する前に見るべきものなのか、これが終わって、全国的にいわゆる答申が出される時期に、それを見て我々はどうするとか、審議の参考になるのかどうかです。もう見られたんですね、大体。何かさっきテストの。

【事務局】 部長 我々はまだ見ていません。

【事務局】 指導官 テストは、本当にこういうファイル形式で来ますよというテストなので、接続テストのものなんです。中身についてはまだ何も私どもも見ておりません。

【橋本委員】 想像するに、公益見解という説明があったわね。それなんでしょう。当然そうやろうね。動画で流すイメージやから。

【尾崎委員】 今日の資料の中に、いわゆる中賃の会長さんに対する答申の中身をつらつらと話している程度なんでしょう。これ以外のことは話すことはないですよ。それが目安の根拠となるのかどうかですよ。

【事務局】 部長 中賃としては、毎年中賃が示す目安について、この根拠はということで、根拠をきちっと説明してくれという要望がかなり寄せられていたということで、それを解消するために皆さんに納得していただけるような説明をしたいという趣旨でございましたので、そのような内容になっていると思います。

【橋本委員】 説明したということで、そういうことを申し上げていたらあまり意味がないなと思って。

【高見会長】 恐らくこの前、中央の会長が視察に来られたときもいろいろ熱心に語っておられたんですけど、今回特に目安が高いので、なぜそういう形にしたかというのを、恐らく、書面ではなっていますが、御自分の言葉で直接説明、本当は出向いて説明するぐらいの勢いだと思うんですが、書面じゃなくて、自ら語りたいという熱意の表れかなと理解しています。

【橋本委員】 過去になかったと言ってもいいんですかね。

【尾崎委員】 その根拠となるものが、40円なり41円なり、その40円というのはどうやって足して割って引いて出たのか、そんな話じゃないんですよ。ここの答申の中の目安の中のこのあたりを何かお願いします。要するに文字で書いてあるようなことをつらつらと話して、40円というのはこういうふうに出されるのかという話ではないんでしょう。

【橋本委員】 そういう話をするんですよ。

【尾崎委員】 するんですか。

【橋本委員】 するんですよ。

【尾崎委員】 それをしないと目安に最終的に、そこからスタートしないと審議する、議論するベースがない。

【橋本委員】 公益見解を要約して多分お伝えするんだと思います。

【尾崎委員】 だから、要約するのは、ここに書いてある、これを要約する。

【橋本委員】 そうです。それを自分の言葉で。

【尾崎委員】 自分の言葉であろうが人の言葉であろうが。でも、文字でしょう。結局、趣旨は変わっていないわけですから。

【高見会長】 趣旨は変わらないと思うんですけど、どこまで細かく言うかちょっと分かりませんが、恐らくその言葉と表情から読み取ってほしいという。読み取れるものになっているんじゃないかなと期待しているところでございます。

【橋本委員】 楽しみやな。

【尾崎委員】 自分の言葉じゃないような。まあ、あまり当てにしないでやればいいんですね。だって、時間的に余裕がないわけでしょう。日程的にね。最終的にいつ出るって。

【橋本委員】 2日に。

【尾崎委員】 2日に出るんですか。

【事務局】 部長 8月2日が第1回の専門部会になっておりますので、審議の前にまず御覧いただこうと。

【尾崎委員】 それは正式な形のものなんですね。またテストじゃなくて、正式な形の。じゃ、期待して。

【高見会長】

期待して待ちたいと思います。

その他、よろしいでしょうか。公益の皆さんもよろしいですか。

それでは、次回の本審議は公開といたします。ただし、公労使の三者が集まり協議する場面のみの部分公開といたします。

以上をもちまして本日は終了とします。ありがとうございました。